

昭和六十二年九月五日提出
質問 第二四号

いわゆる韓半島出身戦没者の遺骨収集に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年九月五日

提出者 草川昭三

衆議院議長 原 健三郎 殿

いわゆる韓半島出身戦没者の遺骨収集に関する質問主意書

私は、先に戦時中国国家総動員法で徴用されたいわゆる韓半島（朝鮮半島）出身者の遺骨収集に関する質問主意書を提出したが、その答弁書（内閣衆質一〇九第一一号）には「いわゆる韓半島出身戦没者の遺骨」が含まれていないので改めて次の質問をする。

一 前記答弁書によると、「昭和十四年から昭和二十年の間に旧国家総動員法（昭和十三年法律第五十五号）により徴用された朝鮮半島出身者については、これに関する資料は現存しておらず、その実態は確認できない」とあるが、これは戦後処理責任の立場から見て極めて不十分な答弁である。ここでいう資料の収集・保管を担当する省庁はどこか。また、現在まで資料収集のためにもどのような作業をしてきたのか具体的に明らかにされたい。

二 戦後、厚生省に保管されたいわゆる韓半島出身戦没者の遺骨は何柱か。これまで遺族に引き

渡された遺骨、現在まで保管されている遺骨、それぞれの数を本籍地別に区分して明らかにされたい。

また、その遺骨の保管状況（保管場所等）の概要を、今日に至るまでの経過を含め明らかにされたい。

三 先の答弁書で、「朝鮮半島出身徴用労働者の遺骨の収集及び送還については、人道上的見地から可能な限り対応することとし、遺骨の収集については厚生省が担当し、遺骨の送還についての韓国政府との連絡調整は外務省が担当してきたところである」としているが、今後どのような対応をするのかその見通しを明らかにされたい。また、戦没者遺骨については、遺族及び縁故者に引き渡すことを合意した昭和四十四年八月の第三回日韓定期閣僚会議以後これまでにどのような対応をしたのか、具体的に明らかにされたい。

右質問する。